

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月8日(金)午後3時から午後4時46分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番 椎名弘 委員	2番 滝田博司 委員
3番 伊藤明美 委員	4番 戸村光男 委員
5番 塚本一治 委員	6番 加瀬安男 委員
7番 大木正俊 委員	8番 土屋玲子 委員
9番 佐藤和 委員	10番 石橋慎司 委員
11番 玉澤幸雄 委員	12番 高品文敬 委員
13番 鈴木茂 委員	14番 布施陽子 委員
15番 佐藤郁太郎 委員	16番 布施行雄 委員
17番 小林須美子 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

18番 林博之 委員	19番 太田孝夫 委員
21番 椎名正和 委員	22番 平山敏之 委員
24番 金城ハル子 委員	25番 土屋功 委員
26番 関口孝男 委員	27番 寺本利幸 委員
28番 江波戸和男 委員	29番 秋山菊次 委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

20番 小林重紀 委員	23番 宇野恵三郎 委員
-------------	--------------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和5年度第2次農用地利用集積等促進計画(案)に係る  
意見決定について (別冊)

議案第3号 令和5年度第5次農用地利用集積計画に係る決定取消願に  
ついて 1件

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に  
ついて 4件

議案第6号 匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)に

	について	(別冊)
議案第7号	匝瑳市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について	(別冊)
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
その他		

- 6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局) 事務局員 3名  
(市農林水産課) 職員 3名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から令和6年3月農業委員会定例総会を開会いたします。

高品会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は高品会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。  
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、3番伊藤明美委員、4番戸村光男委員を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る3月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

3番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る3月5日、午後2時20分より、市民ふれあいセンター2階会議室において、

農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和6年2月27日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、林博之委員、金城ハル子委員、寺本利幸委員、江波戸和男委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号4番について、審議・採決いたします。江波戸和男委員は退席をお願いします。

(江波戸和男委員 退席)

議 長 江波戸和男委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号4番について、別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号4番の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号4番について、質疑を打ち切ることに御異議ございま

せんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号4番について、採決に入ります。  
議案第1号の利用権設定関係の番号4番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

(江波戸和男委員 着席)

議 長 江波戸和男委員が着席しましたので、次に、利用権設定関係の番号7番について、審議・採決いたします。寺本利幸委員は退席をお願いします。

(寺本利幸委員 退席)

議 長 寺本利幸委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号7番について、別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号7番の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、の利用

権設定関係の番号7番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号7番について、採決に入ります。  
議案第1号の利用権設定関係の番号7番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

(寺本利幸委員 着席)

議 長 寺本利幸委員が着席しましたので、次に、利用権設定関係の番号8番について、審議・採決いたします。金城ハル子委員は退席をお願いします。

(金城ハル子委員 退席)

議 長 金城ハル子委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号8番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号8番について、別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号8番の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号8番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号8番について、採決に入ります。議案第1号の利用権設定関係の番号8番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

(金城ハル子委員 着席)

議 長 金城ハル子委員が着席しましたので、次に、所有権移転関係の番号3番について、審議・採決いたします。林博之委員は退席をお願いします。

(林博之委員 退席)

議 長 林博之委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の所有権移転関係の番号3番について、別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号3番の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号3番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号3番について、採決に入ります。議案第1号の所有権移転関係の番号3番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

(林博之委員 着席)

議 長 林博之委員が着席しましたので、引き続き、議案第1号「令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。  
利用権設定関係の番号4番、7番と8番、所有権移転関係の番号3番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号4番、7番と8番、所有権移転関係の番号3番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号4番、7番と8番、所有権移転関係の番号3番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号4番、7番と8番、所有権移転関係の番号3番を除き、採決に入ります。

議案第1号について、利用権設定関係の番号4番、7番と8番、所有権移転関係の番号3番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和5年度第2次農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る3月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

3番 本件につきましては、去る3月5日、午後2時20分より、市民ふれあいセンター2階会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、令和6年2月27日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和5年度第2次農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われまます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には加瀬安男委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

加瀬安男委員は、退席をお願いします。

(加瀬安男委員 退席)

議 長 加瀬安男委員が退席しましたので、番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の番号1番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画等促進計画(案)に係る意見決定について」、の番号1番の内容を説明】

本件計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和5年度第2次農用地利用集積計画等促進計画(案)に係る意見決定について」、の番号1番について、採決に入ります。

議案第2号の番号1番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

(加瀬安男委員 着席)

議 長 加瀬安男委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号「令和5年度第2次農用地利用集積計画等促進計画(案)に係る意見決定について」、を議題といたします。

番号1番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画等促進計画(案)に係る意見決定について」、の番号1番を除き内容を説明】

本件計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和5年度第2次農用地利用集積計画等促進計画(案)に係る意見決定について」、の番号1番を除いて、採決に入

ります。

議案第2号の番号1番を除いて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「令和5年度第5次農用地利用集積計画に係る決定取消願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて令和5年度第5次農用地利用集積に係る決定取消願の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第3号「令和5年度第5次農用地利用集積計画に係る決定取消願について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。  
議案第3号について、原案のとおり取消することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり取消することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号の議案書を御覧ください。番号1番から5番までは所有権移転に関する件であります。

【議案第4号、番号1番から5番について議案書を基に朗読】

番号1番から5番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

10番 　　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

5番 　　番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

6番 　　番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい  
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　　議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切  
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求  
めます。

(挙手全員)

議 長 　　賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　　次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に  
ついて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局            それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

**【議案第5号、番号1番から4番について議案書を基に朗読】**

番号1番について、専用住宅用地として田376㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として畑488㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅用地として畑198㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、農業用倉庫用地として畑396㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長            ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番            番号1番について、譲受人は現在、山武市内のアパートに居住しており、アパートが手狭に感じてきたため、専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

16番            番号2番について、譲受人は現在、実家に居住しており、子供が育つにつれ手狭に感じてきたので、実家の隣接地に専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

8番            番号3番について、譲受人は現在、旭市内のアパートに居住しており、子供の出産を控えているため、実家の隣接地に専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

6番            番号4番について、譲受人は堀川地区の農業者であり、自宅敷地内には農業用機械を置くためのスペースが無く、今後新しく農業用機械を購入した際の倉庫が必要とのこと。また、防犯上施錠可能な農業用倉庫で機械を保管するためにも、新たに農業用倉庫の建築を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議 長            事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい

ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、  
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号について、採決に入ります。  
議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め  
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)につ  
いて」を議題といたします。なお、本議案については去る3月5日農地農政  
委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員会委員  
長より報告をお願いいたします。

7 番 本件につきましては、去る3月5日、午後2時より、市民ふれあいセンタ  
ー2階会議室において、匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金を定める  
ため、審議しました。

審議した結果といたしまして、農作業標準賃金については、千葉県農業会  
議が設定する額、前年度からの増額分に合わせて、水田作業一般は、現行の  
金額から500円増額し9,000円、畑作業一般は、500円増額し8,  
700円とすることとなりました。

標準農作業料金については、千葉県農業会議が設定する額、前年度からの  
増額分に合わせて、水田耕起は、現行の金額から400円増額し6,300  
円、水田代かきは、500円増額し6,800円、畔塗りは、3円増額し4  
0円、植え付けは、400円増額し7,800円、刈り取りは、1,100  
円増額し19,400円、調製は、27円増額し667円、乾燥・調製は、  
300円増額し3,000円、刈り取り・乾燥・調製は、2,500円増額  
し41,500円、育苗は、40円増額し770円、畑耕起は、400円増  
額し6,100円とすることとなりました。

審議した結果につきましては、別紙にて本日配付しました「匝瑳市農作業  
標準賃金及び標準農作業料金(案)」のとおりです。

本総会において、承認決定されますよう、御審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 農地農政委員長からの報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第6号「匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)意見について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号について、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第7号「匝瑳市農業委員会「農地の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて匝瑳市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第7号「匝瑳市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第7号について、採決に入ります。議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号	令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号	令和5年度第2次農用地利用集積等促進計画(案)に係る 意見決定について	(別冊)
議案第3号	令和5年度第5次農用地利用集積計画に係る決定取消願に ついて	1件
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて	4件
議案第6号	匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)に ついて	(別冊)
議案第7号	匝瑳市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に 関する指針」(案)について	(別冊)
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和6年3月8日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会

いたします。